

佐賀県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年三月十九日から平成二十二年四月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神崎市神崎町神崎字一丁目四一番三 地先から 神崎市神崎町田道ヶ里字四の折一〇 六七番一地先まで	平成二二・三・一九